高根沢町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和６(2024)年３月21日
高根沢町農業委員会

第１　基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成 28 年４月１日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられました。

高根沢町（以下「本町」という。）の農地は、令和６年３月 31 日現在 3,890 ヘクタールであり、町域全体の面積 7,087 ヘクタールの約 54.9 パーセントを占めています。本町は大部分が土地改良による圃場整備済みの優良農地を擁し、食味に優れた米を産しています。

また、近年では、栃木県（以下「本県」という。）特産のいちごの栽培も盛んに行われ、新たな作物の作付けに挑み、成果を出している担い手も多く、町の基幹産業としての農業を支えています。

一方で、わが国は深刻な少子高齢化問題に直面しております。本町も例外でなく、今後の担い手不足による遊休農地の増加と農業の衰退が懸念されている状況です。

このため、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」〔農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第１項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。〕に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があり、令和７年３月を目途に策定を進めているところでございます。

以上のような観点から、本町の各地域の特性に合わせつつ、農業の活性化を図るため、法第７条第１項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が進むよう、高根沢町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、改正基盤法第５条第１項に規定する本県の農業経営基盤の強化に関する基本方針及び改正基盤法第６条第１項に規定する本町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である３年毎に検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第 2584 号農林水産省経営局長通、令和４年２月 25 日付け３経営第 2816 号農林水産省経営局農地対策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとします。

第２　具体的な目標、推進方法及び評価方法

１．遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現　　状 （令和６年３月）	３，８９０　ha	１３ ha	０．３３ ％
３年後の目標 （令和９年３月）	３，８５０　ha	９ ha	０．２３ ％
目　　標 （令和12年３月）	３，７７３　ha	７ ha	０．１８ ％

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○　農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施します。

また、日程を定めて農業委員、農地利用最適化推進委員が実施する一斉農地パトロールの他、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動として、従来どおり時期に関わらず各委員等個々の判断に基づき、最低月１回実施することとします。

○　利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います

○　利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

②　農地中間管理機構との連携について

○　利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行います。

③　非農地判断について

○　利用状況調査（農地パトロール）によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、有効利用すべき農地を明確化します。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

２．担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現　　状 （令和６年３月）	３，８９０ ha	２，７０８ ha	６９．６ ％
３年後の目標 （令和９年３月）	３，８５０ ha	２，８５０ ha	７４．０ ％
目　　標 （令和12年３月）	３，７７３ ha	３，０１８ ha	８０．０ ％

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 （うち、主業農家数）	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体その他の集落営農組織
現　　状 （令和６年３月）	１，１２６戸 （　　９０７戸）	２５７ 経営体	１６ 経営体	５３ 経営体	２ 団体
３年後の目標 （令和９年３月）	１，０８０戸 （　　８９０戸）	２６５ 経営体	２９ 経営体	６６ 経営体	２ 団体
目　　標 （令和12年３月）	１，０６５戸 （　　８８０戸）	２７０ 経営体	３６ 経営体	７０ 経営体	２ 団体

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①　「地域計画」の作成・見直しについて

○　農業委員会として、地域（１集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、町が取り組む10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに参画します。「地域計画」は令和６年度中に策定見込み。

②　農地中間管理機構等との連携について

○　農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

③　農地の利用調整と利用権設定について

○　管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進します。

　また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地

域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進します。

④　農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○　農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努めます。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現　　状 （令和６年３月）	１７人 （　１６ha）	７法人 （　２３ha）
３年後の目標 （令和９年３月）	２１人 （　２２ha）	９法人 （　２６ha）
目　　標 （令和12年３月）	２７人 （　２７ha）	１２法人 （　３０ha）

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①　関係機関との連携について

○　都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施します。

②　新規就農フェア等への参加について

○　県、市町、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備します。

③　企業参入の推進について

○　担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図ります。

④　農業委員会のフォローアップ活動について

○　農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担います。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

第３　「地域計画」の目標を達成するための役割

本町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担います。

・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
・農家への声掛け等による意向把握
・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
・農地中間管理事業の活用の働きかけ
・「地域計画」の定期的な見直しへの協力